

Title	下笠覚書(大阪公立大学蔵)
Author	新谷, 和之
Citation	市大日本史. 25 卷, p.128-133.
Issue Date	2022-05
ISSN	1348-4508
Type	Article
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

下笠覚書（大阪公立大学蔵）

新谷和之

本史料は、二〇二一年に購入され、現在、大阪公立大学に所蔵されている。本史料は、中世後期に近江国栗太郡に拠点を構え、六角氏の被官となった下笠氏しもがさに関するものである。下笠氏については、『近江栗太郡志』^{〔1〕}において基本的な動向がまとめられている。さらに、村井祐樹は、六角氏当主に強い影響を与えうる家臣の一人として下笠氏を取り上げ、主に軍事・外交面での活動に言及している。^{〔2〕}しかし、下笠氏については、関連史料が少なく、六角氏との関係や在地領主としての実態に関しては不明な点が多い。

本史料は近世に書かれたものではあるが、戦国時代の古文書の写も含んでいる。厳密な史料批判は必要だが、歴史的な事実を一定程度反映しているとみられ、下笠氏の動向を探る手がかりの一つとなるだろう。

本文は三枚の紙を貼り継いでいるが、それぞれの法量と二紙目中央の折り目（写真参照）からみて、もとは幅一五センチ程度の壺帳であったと考えられる。一紙目の端裏にペンで「下笠覚書」と書かれた真新しい貼紙が付され、その下の暗褐色の貼紙にも「下笠覚書」の墨書がうっすらと確認できる。恐らく、こちらがもとの標題で、経年劣化により判読が困難になったため、白い貼紙が新たに付されたのだろう。

継紙にした時点で裏打ちを施したようだが、裏打ち紙を食い破る形で虫損が進んでおり、部分的に修復を施した箇所がみられる。

次に、当該史料の写真と翻刻を示す。

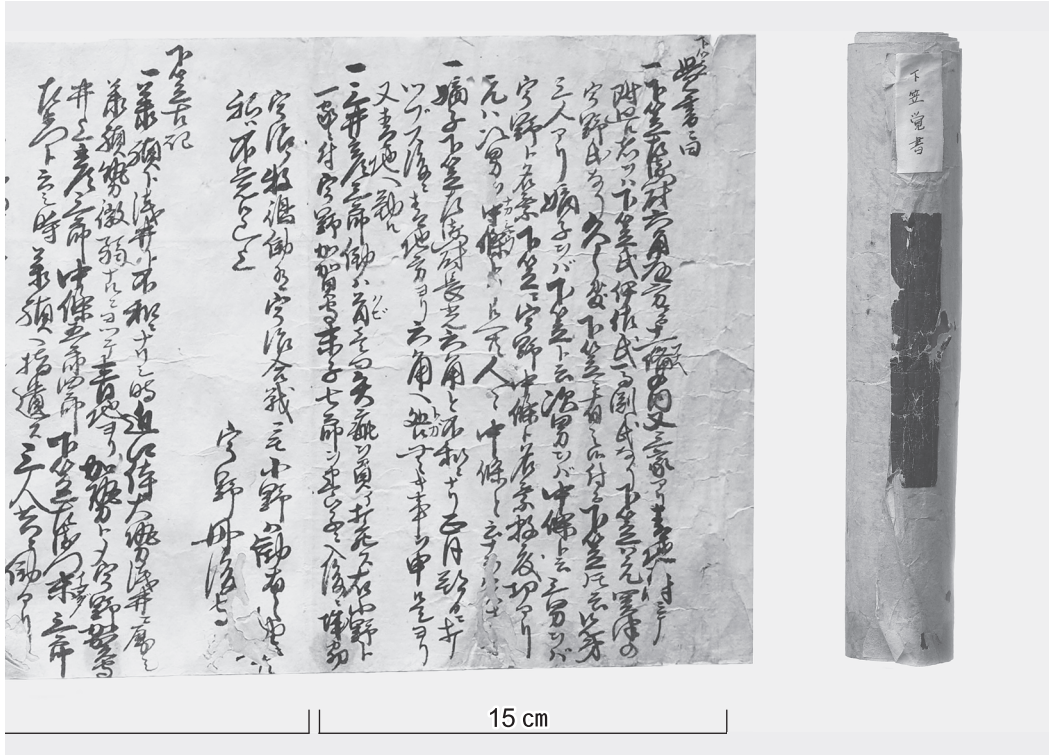
下笠

覚書二曰

- 一 下笠左衛門尉六角殿方ニ而十一備の内又三家アリ、青地□□^{〔時〕}ニテ附廻ル者ヲハ下笠氏・伊佐氏・馬淵氏なり、下笠ハ元関津の宇野氏なり、久し敷下笠ニ有之候付而、下笠共ニ云、兄弟三人アリ、嫡子ヲバ下笠ト云、次男ヲバ中條ト云、三男ヲバ宇野ト名乗、下笠ニ宇野・中條ト名乗、数度功アリ、元ハ次男ヲ中條ト□□候へ共、人々中條と云ナ□□□□□□□□□□^{〔中〕}□□□□□□□□□□^{〔甲〕}□□□□□□□□□□
- 一 嫡子下笠左衛門尉長光六角と不和ニナリ、正月朔日ニ打ツブス、後ニ青地地方ヨリ六角へ咎無キ事ヲ申、是ヨリ又青地へ勤ル、
- 一 三井彦三郎働ハ首壹つ、矢疵ヲ負イ打死ス、右小野ト一家ニ付、宇野加賀守末子七郎ヲ養子ニ入、後ニ城州

（紙継目）

宇治ノ牧嶋働有、宇治合戦ニモ小野ハ働有之由ニ候へ共、私ハ不覚候、已上、



15 cm

宇野丹後守

下笠古記

一 承禎ト浅井ト不和ニナリシ時、近江侍大勢浅井ニ属シ、承禎勢微弱ナルニヨツテ、青地ヨリ加勢トシテ宇野加賀守・井上彦三郎・中條五郎四郎・下笠左衛門末三郎左衛門ト云シ時、承禎へ指遣ス、三人共ニ働アリ、

一 下笠左衛門尉浅井殿ニ組シ、正月一日浅井殿へ馳□出ル□承禎軍給元日ノ卯ノ刻ニ人数ヲ遣シ攻ル所ニ、下笠寺参リシ留守タリシニ、下笠弟中条・同宇野氏出合大音ヲ挙テ左衛門身ニ曾テ覚ナシ、加様ノ狼藉ハ人ノ讚言ト覚ヘナリ、御屋形ニ弓引ニアラス、讚言人ニ働クトテ鍵ヲ取りテ兩人打テ出ル時、面ヲ合スル者ナシ、直ニ敵の中ヲ掛通り、吉田左近将監方へ掛籠、無比類働ナリ、其後下笠寺ヨリ直ニ立退キ、咎ナキ由ヲ申開クナリ、

〔朱書〕

急度申候、明日ニ至而

下笠家臣

守山可被相越候旨、以

小寺半左衛門

狗孫三郎申候、定而

法名門賢
禪定門

可相達候、然所今日

小寺助兵衛 法名

〔秀カ〕〔備定〕
門

〔紙継目〕

〔朱書〕

水保・進藤かた方

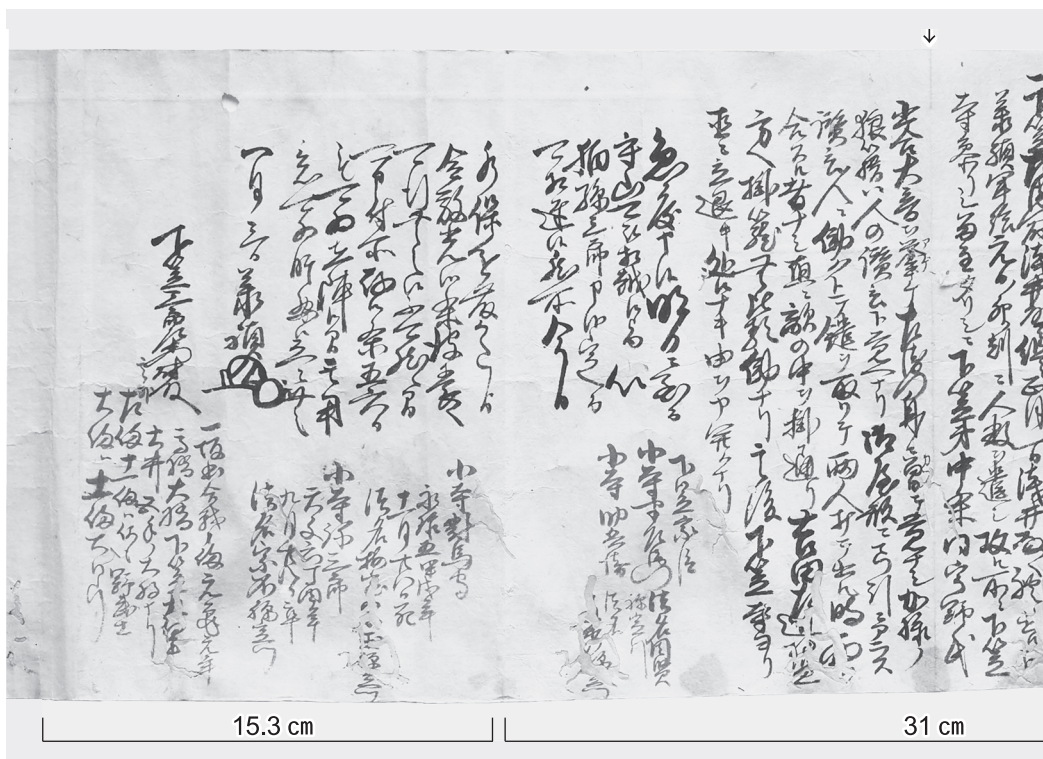
小寺对馬守

合放光候条、彼表へ

永禄五甲戌年

可行無之候、不可然候間、

十一月廿八日死



可申付所存候条、五六日にて可為在陣候間、其用意可為肝要候、恐々謹言、一月三日 承禎（花押影）

下笠三郎左衛門尉殿

法名宗不禪定門
一坂本合戦ノ備元龜元年
高橋・大橋・下笠・九里・土井五手の大将ナリ
其外
左備十一備八何も野武士
右備八十一備右同断

法名桜室□玉禪定門
小寺弥三郎
天文六丁酉年
九月廿八日卒

本史料は、①下笠覚書からの引用、②下笠古記からの引用、③六角承禎書状写、④下段の朱書き、の四つのパートからなる。以下、それぞれの内容を検討してみよう。

①では、下笠左衛門尉が六角方の十一備の一家であったこと、下笠家のルーツが関津（大津市）の宇野氏にあったことを記している。左衛門尉には兄弟がおり、次男が中條、三男が宇野をそれぞれ名乗った（二条目）。左衛門尉の嫡男長光は六角方と不和になり、正月朔日に攻められるが、後に青地方からの働きかけにより赦免される（二条目）。三条目では、三井彦三郎が討ち死にし、その跡目を宇野加賀守末子の七郎が継いだことが記されているが、一・二条目の内容との関わりは判然としない。末尾に署名している宇野丹後守が下笠覚書の記主とみられ、宇野一門の戦績をまとめることが目的だったのかもしれない

ない。

なお、標題の「下笠覚書」は、冒頭の「下笠覚書ニ曰」に由来するものとみられるが、覚書からの引用は①のみであり、史料全体の呼称としては本来ふさわしくない。だが、他に代わる呼称もないため、本稿ではひとまずこれを踏襲することとした。

②では、六角承禎と浅井氏の対立に際して、青地方より宇野加賀守以下三名が承禎のもとに派遣され、軍功を挙げたことが記されている（二条目）。ところが、二条目には下笠左衛門尉が浅井方に与し、承禎に攻められたとある。この時、左衛門尉は寺参りで留守にしていたため、弟の中条・宇野両名が対峙し、左衛門尉の潔白を主張した。両名は槍をとり、吉田左近将監方へ攻め寄せた。後に左衛門尉は寺から帰参し、無実の申し開きを行っている（二条目）。

一条目で左衛門尉はまだ三郎左衛門尉と名乗っていたとあるから、二条目はそれより後のできごとであろう。また、二条目のエピソードが、①の二条目に相当することも明らかである。

③は、承禎が下笠三郎左衛門尉に宛てた書状の写である。一月三日付なので、一見すると下笠氏が六角方に攻められた正月のできごと（①・②の二条目）に関連する文書のように見える。当該史料の記主もそのように認識していたのかもしれない。しかし、浅井方に与した時点で三郎左衛門尉は左衛門尉と名を改めていることから、③はそれよりも前のできごとであることがわかる。したがって、②と③はひとまず別物とみた方がよい。

『戦国遺文 佐々木六角氏編』は、「下笠文書」の名で③とほぼ同文の文書を収録している（史料一）。字句の異同があるので、参考までに掲出しておく。

〔史料一〕³⁾

急度申候、仍而守山可被相越候旨、以伯孫三郎申候、定而可相違候、然処今日早便進藤かたが令放火候条、彼表一行□□者不可然候間、可申付所存候条、五六日者可為在陣候間、其用意可為肝要候、恐々謹言、

八月三日

承禎^{六)}（花押）

下笠三郎左衛門尉殿

これは、草津市下笠町の下笠忠右衛門家に伝来した文書であり、写真帳が滋賀県立図書館に架蔵されている⁴⁾。下笠忠右衛門は、江戸時代に膳所藩の郷代官をつとめた。郷代官は、在村のまま郡方役所の指導のもと民政に携わり、苗字を名乗ることを許された特別な百姓である⁵⁾。同文書群には、代官の役料や屋敷地の租税免除に関する史料がいくつかみられる。宛所は下笠忠（註）右衛門や紋次などである他、宇野忠右衛門とするもの（元禄六年九月二日付）もあった。これは、下笠家のルーツが宇野家にあるとする①の記述とも整合する。卯八月一六日付で榊原新八・村松伴右衛門が忠右衛門に宛てた文書によると、忠右衛門は先祖の名字である下笠を名乗ることを希望し、由緒の書付を膳所藩に提出している。下笠の名乗りが定着するのはそれ以降であろう。史料一は、字体や花押形などに不審な点はなく、同時代の正文とみてよい。そうすると、③は史料一を後世に写し取ったものとなるが、全体に誤記が目立つ。特に、日付の「八月」を「一月」としている点は看過できない。それゆえ、时期的にも②と③は別物といえよう。では、史料一が発給されたのはいつか。六角義賢が承禎を名乗るのは永禄元年（一五五八）頃からなので、それ以降であることは確実である。これを踏まえた上で、冒頭の「守山に相越さるべき」という記

述に着目すると、次の史料が浮上する。

〔史料二〕⁷⁾

其表御働、于今御延引如何儀候哉、此方之儀者、去月十六日至守山令進発候、京表為可及行、来廿八ハ出勢候、此御馳走肝要候、於油断者、不可有其曲候、恐々謹言、

七月十日

義弼^(六角)
(花押)

檜山左衛門尉殿

史料二は、承禎の息子義弼が檜山左衛門尉に軍事協力を求めた書状である。ここから、六角方が六月二六日に守山へ軍勢を派遣したことがわかる。年号は記載されていないが、「京表行に及ぶべけんがため」というくだりが比定のポイントとなる。永禄期に六角方が京都方面へ軍勢を派遣するタイミングとしては、永禄四・五年の三好方との対戦が最も有力である。永禄四年七月、六角承禎父子は勝軍山城（京都市左京区）に布陣しているが、それに先立って六月には守山に打ち出でていることが確認できる。⁽⁸⁾このことは、六月に守山へ進発したとする先の叙述とも符合する。したがって、史料二は永禄四年に比定してよいだろう。

史料一で下笠氏は、狛孫三郎を通じて六角方とやり取りしている。このことを踏まえると、次の史料も関連するものとみてよいかもしれない。

〔史料三〕⁹⁾

其表被属本意由尤以珍重候、弥無油断行肝要候、猶青地駿河守可申候、恐々謹言、

七月廿五日

義弼^(六角)
(花押)

狛治部大輔殿

同吉三郎殿

史料三は、義弼が狛治部大輔・吉三郎に宛てた書状である。狛方の戦勝を寿ぐかのような書きぶりであり、六角方の出兵に際して国内で軍事的な混乱が生じていた可能性が考えられる。⁽¹⁰⁾狛氏はこうした事態に対処しつつ、国内の諸勢力との連絡調整を担ったのだろう。

以上より、史料一は永禄四年に比定できる。六角氏は上洛戦に際して国内の諸勢力の動員を試みており、下笠氏もそれに応じたのだろう。ただし、国内では浅井氏をはじめとする不穏な動きがあり、その調略も課題となっていた。次の史料も、その辺りの事情に関連するものかもしれない。

〔史料四〕¹¹⁾

下笠要害仁籠城由、尤以祝着至候、定而可為苦勞候、弥可令馳走給事此時候、別而入魂可為本望候、猶三郎左衛門尉可申候、恐々謹言、

「十二月十一日

義弼^(六角)
(花押)

「清水殿」

義弼が、「下笠要害」での籠城の労苦を労い、さらなる忠節を求めた書状である。宛所の清（志）水氏は山城国乙訓郡の土豪で、永禄初年に六角氏に従い、足利義昭の上洛後には細川藤孝に属した。⁽¹²⁾「志水文書」のうち、現存する六角方からの感状は永禄四・五年の畿内進出時に集中しており、本史料も同時期のものとみられる。

この「下笠要害」は、六角氏と志水氏の関係を考慮すると、下笠氏の名字の地である下笠にあったと考えよう。当地の小字「城中」には下笠氏の居城があったとされ、付近には「市場」などの小字名もみられる。⁽¹³⁾城跡は、近世には下笠忠右衛門の宅地となり、堀は悉

く埋め立てられ田畑となったという⁽¹⁾。忠右衛門が下笠氏の末裔であったかは定かではないものの、そのような由緒のもとで城跡が屋敷地として継承されていたことがうかがえる。これと史料四の「下笠要書」を同一のものとみてよいかは検討を要するが、下笠氏の本拠が軍事的な係争地の一つとなっていたことは確かである。

④は、下笠氏の家臣とされる小寺氏に関する記載である。歴代の名乗りと法名が中心であるが、末尾には元亀元年（一五七〇）の坂本合戦で大将をつとめた由緒が記されている。下笠氏の由緒に関する史料のなかで、小寺氏の記載が唐突にあらわれることから、小寺氏の末裔ないしそれに近い人物が当該史料の作成に携わった可能性が高いといえる。しかし、小寺氏の名は確実な史料にはみえず、ここでの叙述を裏づける材料は得られていない。

以上、関連する史料をいくつか挙げながら、本史料の概要を紹介した。これまでの検討を踏まえ、本史料の形成過程を次のように想定することができる。

下笠氏の末裔と称する忠右衛門は、下笠城の跡地に屋敷を構え、史料一を保管していた。忠右衛門は近世に膳所藩の郷代官をつとめ、下笠の名乗り強いこだわりをもっていた。そのため、史料一を含み込む形で「下笠覚書」や「下笠古記」を書き、先祖の功績をたたえることで、自らのアイデンティティを確立しようとしたのであろう。これらの由緒書は、忠右衛門家内だけでなく、下笠氏とのつながりを主張する他の家々にも共有されたとみられる。そのうち、下笠氏の家臣とされる小寺氏の関係者が、「下笠覚書」と「下笠古記」を引き写し、そこに小寺氏の由緒を追記した。これが本史料であると考えられる。

ただし、「下笠覚書」と「下笠古記」については、まだ原本を確認

できていない。今後、それらとの対照ができれば、本史料の位置づけをより明確にすることができるだろう。

【註】

- (1) 『近江栗大郡志』二（滋賀県栗大郡役所、一九二六年）
- (2) 村井祐樹『戦国大名佐々木六角氏の基礎研究』（思文閣出版、二〇一二年）
- (3) 村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編』（東京堂出版、二〇〇九年）
一一六五号。後掲註4により補訂。
- (4) 木下・下笠・宇野・飯田家文書写真複製版 草津市（請求記号一E―一〇一―三八）。
- (5) 『草津市史 第二巻』（草津市、一九八四年）。
- (6) 前掲註2村井著書。
- (7) 六角義弼書状（旧武家手鑑）『戦国遺文 佐々木六角氏編』二二二六。
- (8) 『長享年後畿内兵乱記』・『嚴助往年記』永祿四年六月条。
- (9) 六角義弼書状（酒井宇吉氏所蔵文書）『戦国遺文 佐々木六角氏編』二二二七。
- (10) 実際に北近江では、浅井氏が太尾城（米原市）を奪還しようとしたことが知られる（宮島敬一『浅井氏三代』吉川弘文館、二〇〇八年）。
- (11) 六角義弼書状（志水文書）『戦国遺文 佐々木六角氏編』二二二二。
「」は『志水家譜系図』により補う。
- (12) 『長岡京市史 本文編一』（長岡京市、一九九六年）。
- (13) 『滋賀県中世城郭分布調査報告書』三（滋賀県教育委員会、一九八五年）。
- (14) 『大日本地誌大系三 近江国輿地志略 上』（大日本地誌刊行会、一九一五年）。

（近畿大学文学芸学部）